

高田 瑞穂著「新釈 現代文」

ちくま学芸文庫 筑摩書房 2010年2月10日刊を読む

公的表現

1. 現代文とは、何等かの意味において、現代の必要に答えた表現のことです。
2. まず、このことをしっかり頭に入れることが最初の一步です。最初の一步を確実に踏み出すことなしには、われわれはどこへも到達することはできません。さて、右の規定は二つの条件において、現代文を考えようとするものです。「現代の必要に答えた」という条件と、「表現である」という条件においてです。そして、この二つの条件相互の関係は、前者が後者を限定するという形において見られます。つまり、現代文とは、「表現である」ののですが、表現一般ではなく、とくに「現代の必要に答えた」表現だということです。だから、三百年前において「現代の必要に答えた表現」は、今日の現代文ではあり得ません。その点は誰にも極めて明瞭なことです。それでは、現代に書かれた表現であっても「現代の必要」に答えていないものは、現代文ではないのかという疑問に答えることは、そんなに簡単にはまいりません。私が、「何等かの意味において」というあいまいとも見えることばを加えておいたのも、実はそういう疑問に答えることの困難さをあらかじめ予想してのことだったのです。論理的に言えば、たしかに、「如何なる意味においても」「現代の必要」に答えていないものは、現代文と言うに「値しない」ものなのです。しかし、そこからいろいろな問題が派生いたします。その一つは、事実として、「如何なる意味においても」「現代の必要」に答えていない表現というものは、ごく特殊の場合を除いて、考えられないということです。もう一つは、「値しない」ということは「存在しない」ということではないということです。これらの事情について考えるためには、「表現」そのものの性格を考えることが、かえって近道だと思います。
3. 「表現」ということばは、ご承知の通り expression に対応することばです。expression というのは、しぼり出すことです。つまり、内にあるものを外にしぼり出したものが expression なのです。そこに、明らかに「表現」のもつ本質が語られていると思います。人が、何も考えていない、何も感じていないという状態　つまり人の内面が完全に空虚であって、しぼり出すべきものが何一つない場合には、「表現」の生まれる余地はないのです。そこから逆に、あらゆる「表現」は、それ自体において、筆者の内面に何等かの要求があったことを語ると考えてもいいわけです。そしてこれが、先の「現代の必要」に答えていないのは現代文ではないのか、という問に対する答なのですが、もう少し先に進みましょう。今、「表現」を、「文章表現」に限定いたしますが、その場合「表現」ということばは、少なくとも二つの意味を持っております。一つは単に「文」という意味です。

「文法的文」と言っても同じです。もう一つは、それを読む「他人を予想した文」を指す場合です。たとえば、ここにある人が、ひそかに日記を綴っているとします。そしてその人は、もともと誰にも見せるつもりはなく、一冊の本が書き尽くされると、それを焼きすてるとします。この場合の日記について考えますと、第一の立場からは、それはもちろん「文」です。どんな事情でそれが書かれたにしろ、文字によって記されたものであり、そしてそれが、文法的な約束に従ってまとまった意味を持つものである以上、どんなものだって「文」であるというのが、この立場です。小説も「文」であり、電報の記載も「文」です。しかし、第二の立場からは、それは「文」ではありません。終始誰の目にもふれなかったのですから。そこでこの二つの考え方において、前者は、「表現」ないし「文章」の表現に関する抽象的な見方であり、後者は、その効用に関する具体的な見方だと言っていいと思います。前者を文法的立場、後者を現実的立場と考えてもいいでしょう。ここで、入試現代文というものを考えてみますと、現代文の文法に関する問題の場合は、もちろん前者の立場において表現を考えているわけです。しかし、全体の数から言って、それは非常に小さいものであるのが事実ですし、また文法の問題に対処するには、別の文法体系の習得によらなければなりません。文法の分野は、万全の備えのあり得る分野です。だから、ここでは一応除外いたします。そういう特例を別にすれば、入試現代文のほとんどすべては、公刊された書物・雑誌・新聞等から切りとられたものです。つまり、読者を予想して書かれた文章が、そういう性格を持ったものとして取りあげられているわけです。そこで考えられる表現が、後者に属するものであることは、もう改めていうまでもないでしょう。この後者の場合の表現を、私は公的表現と呼びたいと思います。

4 . 公的表現 読者を予想し、事実読者を持った表現を一括して、公的表現と呼ぶことにしますが、しかしその公的の度合には、もちろんいろいろの場合があり得ます。たとえば手紙です。手紙は、一般にたった一人の読者を予想した、公的の度合の一番低いものです。これに反して、何百万という読者を持つ新聞に寄せられた文章や、一国の国民全体を対象とした法令や告示などは、公的の度合の非常に高いものと言っていいわけです。そういう度合いの差は様々ですが、それが公的表現である限り、そこには共通した一つの性格、「たった一つのもの」があると、私は考えています。読者に関係の深い問題に関してこのことを考えてみましょう。

P14 ~ 17

- 2010年2月14日 林明夫記 -